

神崎町国土強靱化地域計画

令和3年3月

神崎町

目次

I 計画策定の趣旨、位置づけ	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 地域計画の位置づけ	2
3 計画の推進期間	2
II 基本的な考え方	3
1 基本目標と事前に備えるべき目標	3
2 地域計画を推進する上での基本的な方針	4
III 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）	6
1 脆弱性評価とは	6
2 神崎町の特性	7
3 対象とする自然災害（想定するリスク）	9
4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	9
5 施策分野	11
IV 強靱化の推進方針	12
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	12
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われ れる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	17
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	21
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する ..	23
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを 含む）を機能不全に陥らせない	24
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の 電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとと もに、これらの早期復旧を図る	25
7 制御不能な二次災害を発生させない	28
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・ 回復できる条件を整備する	30
9 施策分野ごとの推進方針/重要業績指数の目標値の設定	32
V 計画の推進と進捗管理	48
1 計画の進捗状況の把握	48
2 計画の見直し	48

I 計画策定の趣旨、位置づけ

1 計画策定の背景と趣旨

近年、気候変動等に伴いこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が増加している。また、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があるとして予測されていることや東日本大震災で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。そのため、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことが急務となっている。

また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である社会資本の老朽化対策が極めて大きな課題となる時期を今後迎えることから、これによって社会生活や経済が機能不全に陥ることのないように、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることも急務である。

このような中、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定された。

国は、国土強靱化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図るため、基本計画に基づく国の他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めてきたところである。その後、策定から約5年が経過したことから、平成28年熊本地震等の新たに発生した災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえ、平成30年12月に基本計画の見直しを行った。

また、県においても、平成29年1月に「千葉県国土強靱化地域計画」（以下「県計画」という。）が策定され、施策の推進を図っている。

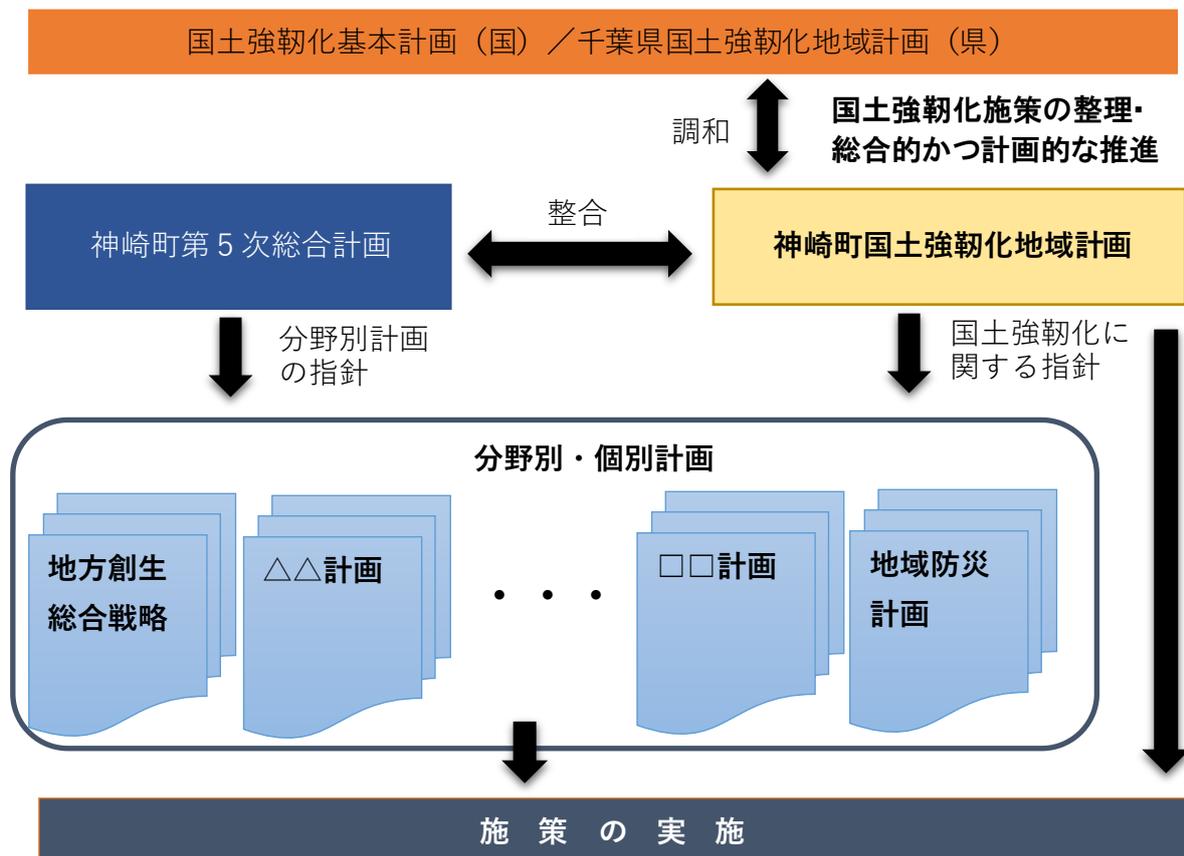
国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国と地方が一体となって強靱化の取組を推進していくことが重要である。

本町においても、国や県と一体となって「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域づくりを進めていくため、「神崎町国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を新たに策定するものである。

2 地域計画の位置づけ

地域計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、町政運営の指針である「神崎町第5次総合計画」と整合性を持った、本町の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものである。

なお、地域計画の策定に当たっては、基本計画及び県計画との調和を図るものとする。



■ 神崎町国土強靱化地域計画の位置づけ ■

3 計画の推進期間

計画の推進期間は、基本計画に準拠して5年とし、目標年度を令和7年度とする。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

II 基本的な考え方

基本法において地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、地域計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。

また、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ安全・安心な地域をつくりあげるためには、県計画との調和を図る必要がある。このため、本町の国土強靱化に向けた「基本目標」「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を次のとおり設定する。

1 基本目標と事前に備えるべき目標

災害は、それを迎え撃つ社会のあり方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、住民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。

いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域・経済社会が構築されるよう、次のとおり「基本目標」と「事前に備えるべき目標」を定め、地域計画を推進することとする。

(1) 基本目標

- いかなる災害が発生しても
- ① 人命の保護が最大限図られる
 - ② 本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③ 住民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
 - ④ 迅速な復旧・復興を可能にする

(2) 事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン^{※1}を含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

※1 供給者から消費者までを結ぶ、調達・製造・配送・販売の業務のつながりのこと。

- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

2 地域計画を推進する上での基本的な方針

事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりという国土強靱化の理念を踏まえるとともに、東日本大震災や熊本地震、近年各地で発生する風水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 本町の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取組に当たること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野を持って計画的な取組に当たること。
- ③ 国、県をはじめ関係機関等との連携・協力による取組についても取り入れるなど、本町の総力をあげた取組とすること。
- ④ 本町が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 事前復興の取組を推進すること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクと地域の特性に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること。
- ② 「自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用できる対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 住民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ③ 限られた資金を最大限に活用するため、PFI（Private Finance Initiative：公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方）による民間資金の活用を図ること。
- ④ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 本町の特性を踏まえた、先進的な取組を反映すること。
- ② 人のきずなや地域コミュニティ機能を強化し、社会全体の強靱化を推進すること。また、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ③ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮し、施策を講じること。
- ④ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図ること。
- ⑤ 支援の長期途絶に備えた取組を推進すること。

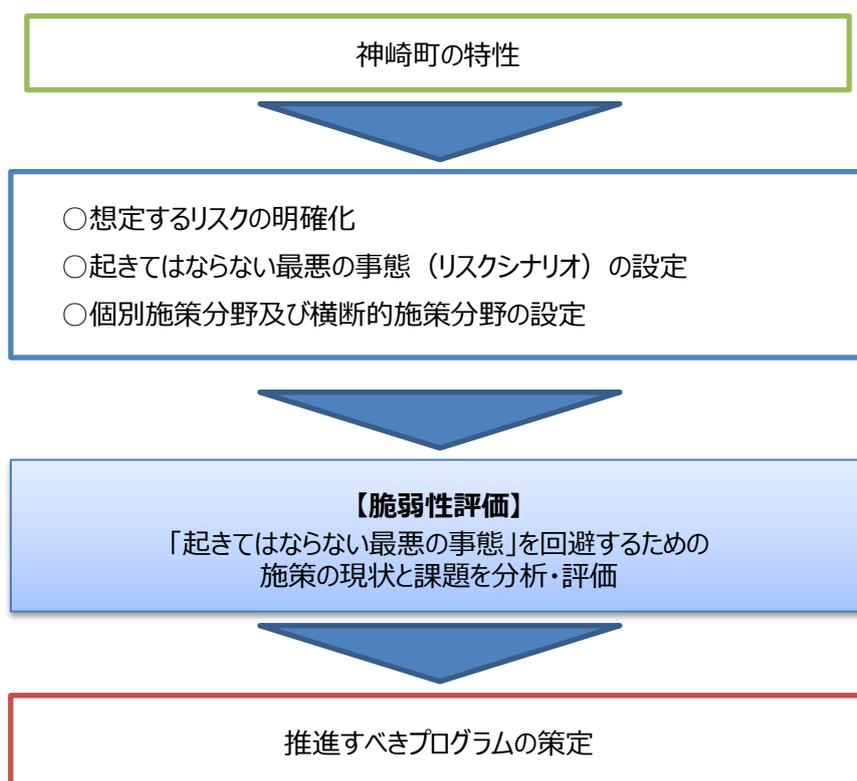
III 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価とは

国土強靱化の取組は、「脆弱性評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきかという「対応方策」を考えた上で推進することをプロセスに組み込み、計画を策定している点に特徴がある。

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本町の特徴を踏まえた上で、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や土地利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知るために行うものであり、これにより、国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

脆弱性評価の実施に当たっては、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、起きてはならない最悪の事態、評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野を設定して行うものとする。



■ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ ■

2 神崎町の特性

(1) 地勢

本町は、千葉県の北端中部、東経140° 24' 24" 北緯35° 54' 00" に位置し、町の東は香取市、西から南に至って成田市と接し、北には利根川をはさみ茨城県稲敷市に囲まれた東西5.7km、南北6.2kmで面積19.90km²である。地形は、北部の利根川三角州からなる低地部と南部の下総台地からせり出す丘陵部から成り立っている。低地部は海拔5m未満の水田として利用されている。丘陵部は標高5～40m程度であり、谷地田と呼ばれる丘陵部に深く切り込んだ水田がつけられている。谷地田の上には古くから集落が形成され、多くの円墳や貝塚が残っている。

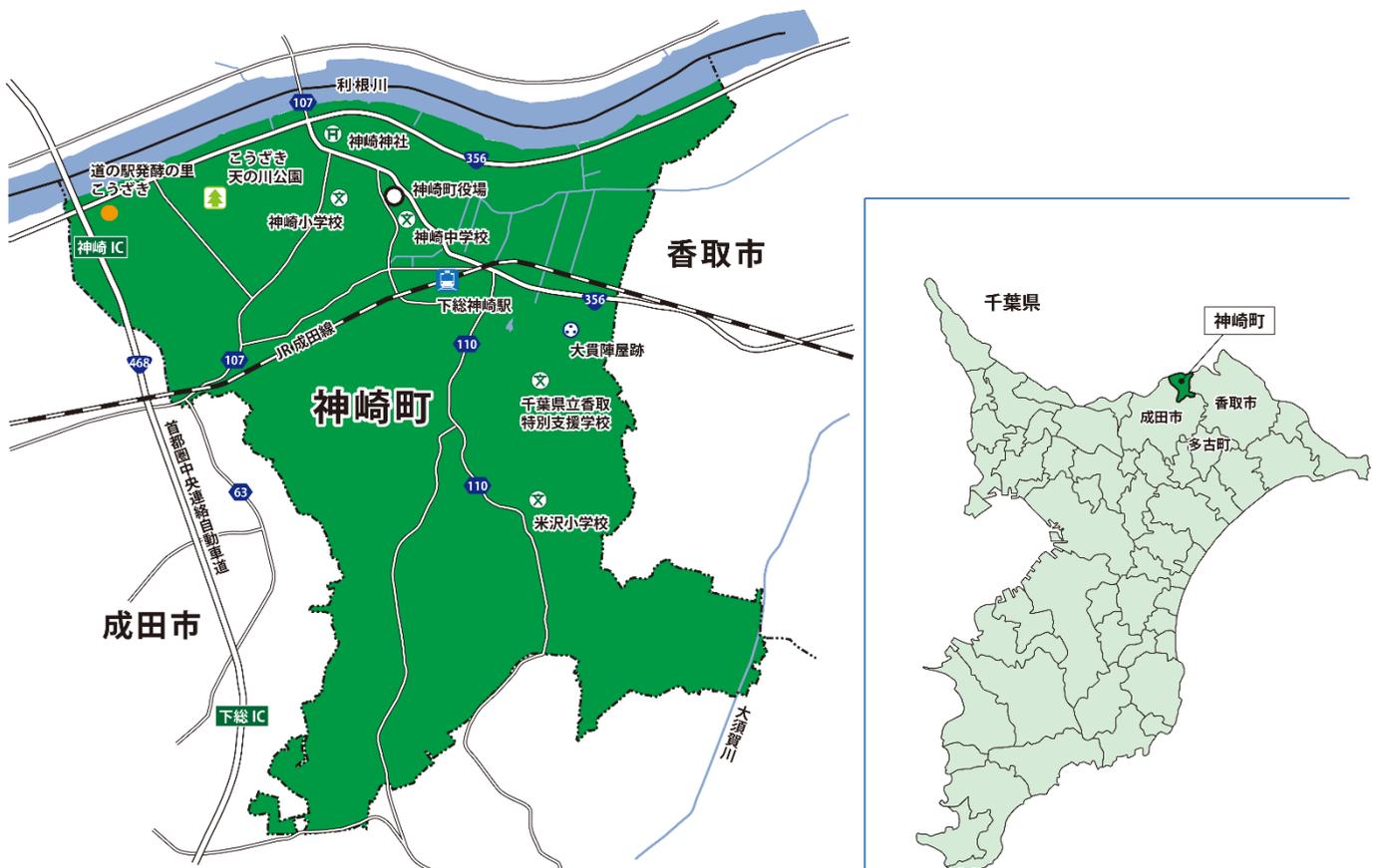
本町の公共交通は、町の北部をJR成田線が通っており成田まで約20分、千葉まで約60分、東京まで約100分の距離にある。

幹線道路網は、首都圏中央連絡自動車道が町西部を南北に通っており、町内には神崎インターチェンジがある。また、国道356号と国道356号バイパス及び県道郡停車場大須賀線、江戸崎神崎線によって構成されている。国道356号は、町の東西軸であり、我孫子市と銚子市を結んでおり、香取市佐原から国道51号に入って鹿島臨海工業地帯へ向かう大型車の通過路線である。

県道郡停車場大須賀線は、町の南北軸であり、東関東自動車道路大栄インターチェンジからのアクセス路線でもある。

幹線町道は、町内各集落と国、県道を結ぶ役割を担っているが、既に沿道に集落が張り付いている。

■ 神崎町の位置 ■



(2) 地質

地質を見ると、低地部は肥沃な沖積土で、台地部は洪積土となっている。

(3) 気象

気候は温暖で、年間平均気温は15.8℃であり、年間降水量は1,400mm前後で降霜、降雪とも少ない。

(4) 人口動向

本町の人口推移をみると、平成12年以降減少傾向で推移している。一方、総世帯数は一貫して増加傾向を示しているが、近年の増加率は停滞気味になっている。

■ 国勢調査人口の推移

(単位：人、世帯)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	5,639	5,620	6,156	6,747	6,705	6,454	6,133
指数	100	99.7	109.2	119.6	118.9	114.5	108.8
総世帯数	1,399	1,491	1,703	2,049	2,085	2,135	2,207

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

3 対象とする自然災害（想定するリスク）

(1) 地震・液状化

本町が過去に大きな被害を受けたのは、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東北地方太平洋沖地震（2011年）でも被害が発生している。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、本町では、震度5強の大きな揺れを観測し、住宅被害や、地割れ、液状化現象が発生した。

国の公表によると、大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）などの相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は2300年程度とされ、比較的、発生確率は低くなっているが、南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の首都直下地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の可能性が高い状況にある。また、南関東地域は、盆状の基盤構造に軟らかな堆積層が厚く分布しており、長周期成分の揺れに共振して地表の揺れが大きくなりやすい地質構造である。

災害時における周辺域を含めた被害の最小化とともに、サプライチェーンの確保・早期回復の観点から、耐震化等の防災対策が求められる。

さらに、東京方面への通勤・通学する世帯が多いことから、地震発生時には多数の帰宅困難者の発生が予想されるとともに、来訪者の安否確認や帰宅支援が必要となると考えられる。

想定する地震は、千葉県国土強靱化地域計画に基づき、下記の通りとする。

想定地震	主な被害想定項目	マグニチュード	震源
千葉県北西部直下地震	揺れ・火災等被害	7.3	習志野市と千葉市の境界付近深さ約50km

(2) 風水害等

本町では、近年、治水事業が進み大規模な水害は少なくなってきたが、過去には利根川をはじめ、河川の氾濫がたびたび発生し、流域に大きな被害をもたらしてきた。

本町北部を流れる利根川は、日本第1位の流域面積を誇る日本を代表する河川であるとともに、日本三大暴れ川の1つに数えられ、幾度となく大洪水をひき起こしており、明治43年（1910年）の「庚戌の大洪水」は、明治～大正時代を通じて最大の被害をもたらした。

令和元年10月の台風15号及び台風19号による暴風雨は、本町においても大きな被害をもたらした。また、近年の局地的豪雨に対しては内水被害の発生もみられる。

4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。

起きてはならない最悪の事態に関しては、想定したリスク及び本町の特性を踏まえた上で、基

本計画の45の最悪の事態を参考にしつつ、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして24の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
I. 人命の保護が最大限図られること II. 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生
		2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	食料等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	異常濁水等により用水の供給の途絶
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

5 施策分野

基本計画の施策分野を参考として、リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、地域の状況に応じて、次の10の個別施策分野と3つの横断的分野を設定した。

(1) 個別施策分野

- ① 行政機能/行政・警察・消防
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ エネルギー
- ⑤ 情報通信
- ⑥ 産業構造
- ⑦ 交通・物流
- ⑧ 農林水産
- ⑨ 町土保全
- ⑩ 環境

(2) 横断的分野

- ① リスクコミュニケーション^{※2}
- ② 老朽化対策
- ③ 少子高齢化対策

※² リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報および意見を相互に交換すること。

IV 強靱化の推進方針

起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、推進方針として取りまとめた。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

地震対策の推進	総務課
○地震による被害軽減施策を進めるため、県による地震被害想定調査の結果を踏まえた被害軽減施策を進めるとともに、町民の防災意識の向上を図るため、各地域における、揺れやすさ、液状化などの災害リスクや住宅の液状化対策工法などを「ちば地震被害想定ホームページ」や「神崎町総合防災ハザードマップ ^{※3} 」などを通じ、分かりやすく町民に伝える。	
火災予防対策等の促進	総務課
○震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー ^{※4} 、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進する。	
教育・保育（学校・保育所）施設の耐震化	教育委員会 保健福祉課
○町立教育・保育施設については耐震化工事済であるが、引き続き機能保全を図るため、修繕等の継続的な耐震化を行う。	
○町立教育・保育施設のつり天井などの非構造部材の落下防止を含む安全対策についても対策工事済であるが、引き続き機能保全を図っていく。	

※³ 特定の災害に対して将来予想される災害の種類、規模、範囲などの危険地域を想定し、避難場所や避難路の確保など災害被害の軽減のための諸対策を記入した地図のこと。

※⁴ 地震の大きな揺れを感知すると自動的にブレーカーを落とす等して電気を遮断し、停電復旧時に発生する電気火災を防止するための装置。

宅地の耐震化の推進	まちづくり課
<p>○宅地の耐震化の推進については、県の大規模盛土造成地^{※5}の有無の調査結果に基づき、作成されるマップを利用し、町民への情報提供及び耐震化の推進を図る。</p> <p>○大規模な地震時に倒壊の恐れがあるブロック塀が通学路や避難路に存しているため、改修の推進を図る。</p>	
地域防災力の向上	総務課
<p>○大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。</p>	

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

文化財に係る各種防災対策の支援	教育委員会
<p>○県と連携し、文化財所有者等に対して耐震診断等を奨励し、的確な防災活動が進むよう、普及・啓発活動を通じて、文化財の滅失・棄損等を防止する。</p>	
住宅・建築物の耐震化の促進	まちづくり課
<p>○住宅・建築物の耐震化を促進するため、啓発のための耐震相談会や技術者を養成する耐震講習会等を開催するとともに、昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅の耐震改修の促進を図る。</p>	
公共建築物の耐震化の推進	総務課 教育委員会
<p>○庁舎、学校等の多くの公共建築物のうち、特定建築物^{※6}及び災害時に応急活動の拠点となる建築物は、耐震化工事済であるが、引き続き修繕等の継続的な耐震化を行う。</p> <p>○つり天井など非構造部材の脱落防止対策などの安全対策については、対策工事済であるが、引き続き修繕等を継続的に行っていく。</p>	

※⁵ 盛土造成地のうち、盛土の面積が 3,000 m²以上、または、盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5m 以上のいずれかの要件を満たすもの。

※⁶ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第 14 条第一号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物と同条第二号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物。

被災宅地危険度判定^{※7}の充実	まちづくり課
○大規模な地震や大雨などによって、宅地が大規模で広範囲に被害を受けた場合に、迅速かつ円滑に被災宅地危険度判定が実施できるよう、県が開催する被災宅地危険度判定士 ^{※8} の養成講習会及び実務研修の受講を推進するなど、判定体制の充実を図る。	
被災建築物応急危険度判定^{※9}の充実	まちづくり課
○大規模な地震発生時に、迅速かつ円滑に被災建築物応急危険度判定が実施できるよう、県に登録されている被災建築物応急危険度判定士 ^{※10} の派遣について、事前調整に努める。	
社会福祉施設の耐震化	保健福祉課
○社会福祉施設の耐震化を促進し、安全性を確保する。	
L P ガスの放出防止	総務課
○地震によるL P ガスの放出による延焼を防止するため、L P ガス放出防止装置等の設置を促進する。	

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

大規模水害対策の推進	総務課
○洪水ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策をさらに推進する。	
水害に強い地域づくり（河川）	まちづくり課
○水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤等による河道改修に加え、調節池等の整備を進める。	
河川管理施設の維持管理・更新	まちづくり課
○国及び県と協力し河川の巡視・点検を行い、破損が生じている場合は修繕等を管理者へ要請する。	

※7 大地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図るため、現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を判定すること。判定結果は、見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者だけでなく、付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにする。

※8 一定の資格・経験を有する土木又は建築技術者で、判定士養成講習会を受講し、知事の登録を受けた者。

※9 大地震により、被災した建築物を調査し、人命にかかわる二次的災害を防止するために、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定すること。判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供する。

※10 千葉県が開催する「応急危険度判定士認定講習会」を受講し、知事の認定を受けて応急危険度判定を行う者。

集中豪雨等に対応した排水施設の保全・整備	まちづくり課
○農村地域の災害未然防止や町土保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業水利施設 ^{※11} 等の整備・補強を県と連携し推進する。	
広域的避難の枠組整備	総務課
○想定外の大規模災害から住民を広域的に避難させる枠組の整備に向け、県・他市町等の関係機関と連携協力しながら検討を進める。	

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態

激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策	まちづくり課
○大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備の推進を図るように県へ働きかける。 また、県と連携し土砂災害防止法に基づく基礎調査に協力し、基礎調査結果の公表により土砂災害のおそれのある区域の周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進め警戒避難体制の充実を図る。	
土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備等への支援	総務課
○県で整備している「千葉県砂防GIS」や、電子地図・土砂災害ハザードマップの作成が可能なシステムを活用し、警戒避難体制の整備等を行う。	
土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び緊急情報の通知	総務課 まちづくり課
○緊急調査の実施により想定される、県からの土砂災害緊急情報についていち早く住民へ周知する体制の構築を図る。	
富士山噴火による降灰対策	総務課
○富士山噴火による降灰被害は広域範囲に及ぶため、国の検討状況を踏まえ、火山灰による被害を軽減する対策を検討する。	

※¹¹ 農地に農業用水を供給する用水施設(ダム、ため池、揚水機場、用水路など)及び農地から不要な水を河川に流す排水施設(排水機場、排水路など)のこと。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

防災行政無線等による災害情報の伝達	総務課
○町防災行政無線や防災メール、県防災ポータルサイトやLアラート※ ¹² 等を通じ、町民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築する。	
組織体制の強化・危機対応能力の向上	総務課
○情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修・訓練等の実施により、職員の危機対応能力の向上を図る。	
災害時避難行動要支援者※¹³対策の推進	保健福祉課
○避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層推進し、避難支援体制の充実を図る。	
福祉避難所※¹⁴の環境整備	保健福祉課
○福祉避難所の機能の充実を図るため、避難行動要支援者のための施設整備や備品の備蓄など、協定の締結を推進する。	
外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達	まちづくり課
○町内の観光施設に対し、国が作成した「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」や国内における緊急地震速報及び津波警報及び気象特別警報を英語、中国語（繁体字／簡体字）、韓国語で通知する情報発信アプリ等の周知を図る。	
大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化	総務課
○災害時の被害の最小化を図るためには、地域防災力の向上が重要であることから、防災教育の推進や自主防災組織の育成強化等に努めるとともに、町民一人ひとりの、また地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図る。	

※¹² 地方公共団体が発する災害関連情報等を集約し、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様なメディアを通じて、一括配信するシステム。

※¹³ 高齢者、障害者、乳幼児等の災害時に特に配慮を要する者(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により定義され、市町村長に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。

※¹⁴ 一般の指定避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れ、適切な支援をしながら保護する目的で市町村があらかじめ指定しておく施設。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生
		2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

燃料の仮貯蔵等	総務課
○震災時等において、燃料の製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるように、燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインの関係機関への十分な周知・情報提供を図る。	
上水道施設の耐震化等と 応急給水体制の構築	まちづくり課
○上水道施設の耐震化に対する国の助成制度を有効活用し、耐震性能を有する配水池を築造し、また、その他の上水道施設の耐震化を推進する。 ○自然災害による水道施設への被害を最小限度に抑えるための施設整備を推進する。 ○水道災害相互応援協定による応急給水体制の充実を図る。 ○東日本大震災を踏まえて将来の震災に備えた水道施設の計画的な更新・耐震化を推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動が行えるよう、水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化を推進し、広域的な応援体制の構築を図る。	
支援物資の調達・供給体制の構築	総務課
○国、県、民間事業者等と連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。	
道の駅の防災機能強化	まちづくり課
○国及び県と連携して災害時に避難場所や救助部隊の活動拠点及び物資集積所等にもなりえる、「道の駅」の防災機能の強化を推進する。	
道路施設の老朽化対策	まちづくり課
○道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。	

道路の法面对策	まちづくり課
○道路の防災、震災対策として緊急輸送道路 ^{※15} を含む幹線町道の法面对策を着実に推進する。また、法面の適切な維持管理については計画的な法面の補修、施設の更新を検討する。	
道路橋梁の長寿命化	まちづくり課
○大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、橋梁の長寿命化を着実に推進する。	
緊急時の道路確保	まちづくり課
○首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開 ^{※16} について、優先啓開を行う路線の選定など基本的な行動内容について、検討を行う。	
自家発電設備の整備	町民課
○災害時等に備えて需要家側の燃料タンクや自家発電設備の整備等の推進を図る。	
ガス施設の老朽化対策等の推進	総務課
○屋内におけるガス施設等について、耐食性・耐震性に優れた管への取替を促進するとともに、老朽化対策等を推進する。	
備蓄品の確保	総務課
○家庭・事業所等における生活必要物資等の備蓄を促し、県と協調して計画的な備蓄に取り組むとともに、地方公共団体・国・民間事業者等が連携した供給体制を構築する。	

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

消防救急無線の耐災害性の強化	総務課
○消防救急無線のデジタル化は実施済みであるが、引き続き情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。	
消防団員の確保対策、 自主防災組織等の充実強化	総務課
○消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化を図るとともに、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する。	

※¹⁵ 大規模な地震が起きた場合における避難・救助、物資の供給、諸施設の復旧など広範な応急対策活動を広域的に実施するために指定する道路。

※¹⁶ 緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫を処理し、簡易な段差修正により救援ルートを開けること。

常備消防力の強化	総務課
○消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。	
TEC-FORCE^{※17}等との連携強化	総務課
○国から派遣されるTEC-FORCEと県、町における連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢の充実を図る。	
受援体制の整備	総務課
○県の受援受入計画による県外からの警察・消防・自衛隊等の救援部隊を円滑かつ迅速に受け入れるための体制整備に努める。	
緊急時の道路確保（再掲）	まちづくり課
○首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開について、優先啓開を行う路線の選定など基本的な行動内容等の検討を行う。	
地域防災力の向上（再掲）	総務課
○大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。	
道路の防災対策	まちづくり課
○エネルギー供給のためのインフラ被災によるエネルギー供給停止の事態を避けるため、道路の防災、震災対策を着実に推進する。	

2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生

総合的な帰宅困難者対策の検討・実施	総務課 まちづくり課
○帰宅困難者対策については、県と連携し、一斉帰宅の抑制啓発や、一時滞在施設 ^{※18} の確保、安否確認や情報提供を行うための体制整備、帰宅支援の拡充など、総合的な帰宅困難者対策を推進する。	
○公共施設のほか、民間施設の一時滞在施設の拡充を図るとともに、一時滞在施設への備蓄を促進し、帰宅困難者の受入体制を向上させる。	
○県や事業者と連携して、災害時帰宅支援ステーション ^{※19} の拡充を図る。	

※¹⁷ Technical Emergency Control FORCE の略で、国の緊急災害対策派遣隊のこと。大規模な自然災害が発生または発生する恐れが生じた場合、被災自治体などを支援するため、被災地へ出向き被災状況の調査や応急対策に対する技術的な助言等を行う。

※¹⁸ 災害時に帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設。

※¹⁹ 災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設。

帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用	まちづくり課
○大規模自然災害時に生じる多数の帰宅困難者のために、休憩・情報提供等の場所となる帰宅支援スポットを提供するため、公園の整備を促進することで帰宅者支援への活用を推進する。	
道路の防災対策（再掲）	まちづくり課
○道路の交通機能の早期回復を可能にするため、道路の防災、震災対策を着実に推進する。	
安全対策の確保	総務課 まちづくり課
○多数の帰宅困難者が発生した場合の交通安全・治安の確保を図るため、県と連携し警察等行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための対策を図るとともに、道路照明灯等の安全施設の耐災害性を強化する。	

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

予防接種や消毒、害虫駆除等の実施	保健福祉課 町民課
○平時から、感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種を促進する。また、消毒や衛生害虫に係る相談等の生活衛生環境を確保するための体制を構築する。	
避難所における衛生管理	保健福祉課 町民課
○避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保や室内環境の衛生管理を徹底する。また衛生備品と併せて、感染症対策としてパーテーションや消毒液等の感染症対策備品を計画的に整備していく。	
広域火葬体制の構築	町民課
○大規模災害により、被災市町村が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあるため、県と連携し近隣都県の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築する。	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

治安確保体制等の整備	総務課
<p>○治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図るように県へ働きかける。</p> <p>○被災による避難等により、居住者が少なくなった地域の治安を確保できるよう、平時から防犯活動等の体制の整備、また警察との連携強化を図る。</p>	
信号機の停電対策	総務課
<p>○停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策を進めるように県へ働きかける。</p>	
信号機電源付加装置の整備推進	総務課
<p>○電力の供給が停止若しくは制限された場合でも、信号機自体に電源付加装置があれば、滅灯は回避できることから、東日本大震災後、県内の主要交差点に対して整備を進めているが、今後も中長期的な視点から着実に整備を進めていくように県へ働きかける。</p>	

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

業務継続体制の構築	総務課
<p>○神崎町災害時業務継続計画（BCP）^{※20}を策定し、必要に応じて見直しを行うとともに、訓練・研修等を実施し、職員に計画の習熟を図ることで、被災時における業務の継続性を高める。</p>	
地域防災力の向上（再掲）	総務課
<p>○大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。</p>	

※²⁰ 災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のこと。

被災者台帳の整備・推進	総務課
○被災者への公平で効率的な支援の実施のため、被災の状況や各種支援の状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を検討する。	
防災を担う人材の育成	総務課
○大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う。	
防災訓練の実施	総務課
○防災訓練・図上訓練の実施については、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置（図上訓練）など、応急対処能力の向上等を図るため、引き続き訓練を実施する。	
公共施設の耐震化	総務課 教育委員会
○公共施設は災害時に防災拠点となるなど、防災上重要な施設としての役割を担っていることから、「神崎町公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策の中で、耐震対策など計画的な施設整備や適切な維持管理に努める。	
自立・分散型エネルギーの整備	総務課
○防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への自立・分散型エネルギー整備を進める。	
避難所等の電源確保	総務課
○電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図る。	
インフラの防災対策	各課
○行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や、洪水・土砂災害・対策等を着実に推進する。	
基幹業務システム等の耐災害性の確保	総務課 町民課
○住民基本台帳システム等の基幹業務システムの耐災害性を確保する。	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

防災情報の収集機能強化	総務課
○民間通信事業者の回線が停止した場合にも県と町、防災関係機関との通信ができるよう、自営の通信手段（防災行政無線）や県と連携した情報システム等を整備し、適切な運用を図る。	
電源途絶に対する予備電源の確保	総務課
○非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく連携体制の充実を図る。	
防災関係機関の情報通信手段の多様化等	総務課
○防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や非常用電源の確保等を進める。	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	食料等の安定供給の停滞

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 食料等の安定供給の停滞

農地・農業水利施設等の適切な保安全管理	まちづくり課
○安定した農業用水を維持するとともに、農地の持つ雨水の貯留や土壌流出の防止など町土保全機能を保持するため、地域資源である農業水利施設の機能診断等の実施を通じ、計画的な整備、補修及び更新を推進する。	
農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含む サプライチェーンの機能維持対策	総務課
○災害時に被災住民を支援するため、備蓄品の整備を進めるとともに、神崎町の基幹的産業である、米、野菜等の供給について、関係団体と協力連携を図っていく。	
農道・農道橋等の保全対策の推進	まちづくり課
○災害時に複数の輸送ルート確保を図るため、幹線道路を補完する農道の整備や適正な維持補修を推進する。	
農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進	まちづくり課
○農村地域の災害未然防止や町土保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を県と連携し推進する。	
食料安定供給のためのほ場整備の推進	まちづくり課
○大規模自然災害による食料不足等に備え、生産性の高い農業を実現するため、水田の大区画化や畑利用等が可能となるほ場整備を推進する。	
土地改良施設に係る施設管理者の 業務体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化	まちづくり課
○施設管理者の自主的な防災対策の整備を促すため、土地改良区等の関係団体の事業継続計画（BCP） ^{※21} の策定を推進し、県と連携して体制の強化を図る。	

※21 災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画のこと。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	異常湧水等により用水の供給の途絶

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

災害時において事業所内に電力を共有するための 自立・分散型エネルギー設備の導入支援	総務課 まちづくり課
<p>○災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション^{※22}、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。</p> <p>また、非常用電源が必要な事業者については、BCPの策定を支援する中でリスク管理の観点から、設備の導入などについて促していく。</p>	
災害時の石油燃料等の確保	総務課
<p>○災害時に迅速かつ円滑に石油燃料の供給協力が得られるよう、町内給油業者との協定の実効性の強化を図る。</p>	
ライフライン事業者等との連携強化	総務課
<p>○大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、県内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、国、県、市町村、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等に参加する。</p>	

^{※22} 電源と熱を同時に発生させる熱電供給システムの総称で、エネルギー効率の向上を目的とした、熱源から電力と共に熱を取り出すエネルギー供給システムのことをいう。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

水道施設の耐震化の推進と応急体制の確保	まちづくり課
<p>○上水道施設の耐震化を推進するとともに、災害時に的確に給水するシステムを構築する。</p> <p>○自然災害による水道施設への被害を最小限度に抑えるため、老朽化した施設の計画的な更新・耐震化の実施により、平常時の事故率の低下と施設の健全度の保持を図り、適切な応急措置及び迅速な復旧が行えるよう体制を整備する。</p> <p>○災害時に迅速かつ的確に応急給水活動や応急復旧活動が行えるよう、水道事業者間や関係団体等との連携による人材育成や組織力強化、また、ハード・ソフト両面からの危機管理対策の推進を図る。</p>	

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

集落排水施設の機能診断に基づく老朽化対策の推進	まちづくり課
<p>○農業集落排水施設について、汚水処理の機能確保のため、機能診断に基づく老朽化対策を計画的に行う。</p>	
浄化槽の整備促進	町民課
<p>○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助に助成することにより、災害に強い新しい浄化槽への転換を促進する。</p>	
一般廃棄物処理施設の老朽化対策	町民課
<p>○一部事務組合における廃棄物処理施設の総合的な長寿命化を進めるための長寿命化計画の策定と、施設の老朽化・耐震化対策の取組を促進する。</p>	

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

幹線町道の整備	まちづくり課
<p>○災害時の物資輸送や避難経路を確保するため幹線道路の整備を図る。</p>	
代替性確保のための道路ネットワークの強化	まちづくり課
<p>○災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、県と協力し圏央道、外環道などの高規格幹線道路等の整備促進と国道・県道の整備について要請する。</p>	
緊急輸送道路を含む国道、県道、幹線町道等の整備と適切な維持管理	まちづくり課
<p>○災害時における応急活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、県と連携・協力し、緊急輸送道路や避難路を含む国道・県道・幹線町道等の整備を推進する。また、災害時においてもこれらの機能を維持するため、適切な維持管理に取り組む。</p>	

集中豪雨時の道路ネットワーク確保	総務課 まちづくり課
○ゲリラ豪雨等の集中豪雨時において、冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、冠水箇所の周知強化などについて検討する。	
道路橋梁の長寿命化（再掲）	まちづくり課
○大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、橋梁の長寿命化を着実に推進する。	
沿道建築物の耐震化の促進	まちづくり課
○緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道の所有者などへの啓発に努め、沿道建築物の耐震化を促進する。	
無電柱化の推進	まちづくり課
○大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を進める。	
農林道の迂回路等としての活用・保全及び情報共有等の促進	まちづくり課
○迂回路として活用できる農林道等について、被災により集落を孤立させる可能性のある林道の保全を優先的に進めるとともに、幅員、通行可能荷重等の情報共有を図る。	
輸送ルートの確保	まちづくり課
○陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、国・県と連携し地震、水害、土砂災害等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード ^{※23} 間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。	
輸送手段の確保	総務課
○災害時において臨時バスやタクシーなどの代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力体制の確保に努める。	

6-5 異常渇水等により用水の供給の途絶

水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進	まちづくり課
○現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。	
○限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、雨水等の多様な水資源の有効利用の取組を進める。	

※²³ 輸送機関、または輸送手段のことをいう。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

延焼防止等に資する緑地の確保	まちづくり課
○大規模自然災害時に発生しうる火災から住宅密集地での延焼拡大防止のために緑地の確保や公園の整備を促進することで、防災活動拠点や避難地等への活用を推進する。	
救助活動能力の強化	総務課
○大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT） ^{※24} との連携等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。	
火災予防対策等の促進（再掲）	総務課
○震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレイカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進する。	
地域防災力の向上（再掲）	総務課
○大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。	
L P ガスの放出防止（再掲）	総務課
○地震によるL P ガスの放出による延焼を防止するため、L P ガス放出防止装置等の設置を促進する。	

※²⁴ 災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームのことをいう。Disaster Medical Assistance Team の頭文字をとって「DMAT(ディーマット)」と呼ばれる。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

沿道建築物の耐震化の促進（再掲）	まちづくり課
○緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道の所有者などへの啓発に努め、沿道建築物の耐震化を促進する。	
関係機関の耐災害性の向上	総務課
○被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの設備等の耐災害性の向上を図る。	

7-3 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響

有害・危険物質対応資器材の整備	町民課
○河川において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、対応資機材を確保する。	
町外への情報発信	まちづくり課
○災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信するとともに、複数の情報伝達経路の確保に努める。	

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農地等の適切な保全管理	まちづくり課
○農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動や中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施への支援を行う。	
森林の保全機能の維持・発揮のための 多様で健全な森林の整備等	まちづくり課
○森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や低コスト化を図りつつ、計画的で適切な森林整備を進める。	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物対策指針に基づく災害廃棄物処理計画の作成	町民課
○東日本大震災等を教訓に、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」を踏まえ、県と連携し災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを進める。	
一般廃棄物処理施設の防災機能の向上	町民課
○国が策定した「廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 3 月）」を踏まえて、地域の核となる廃棄物処理施設が地震や水害によって稼働不能とならないよう、関係機関と協力し施設の耐震化、浸水対策等を着実に推進する。	
災害廃棄物を仮置きするストックヤード整備の支援	町民課
○国が策定した「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、災害廃棄物の処理が停滞することのないよう、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地の選定を推進する。	
災害廃棄物処理の支援体制の構築	町民課
○大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る。	

8-2 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

生活再建支援	総務課
○県と連携し被災者再建支援制度の充実を図るとともに、生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制の整備を図る。	
被災者台帳の整備・推進	総務課
○「被災者情報システム」を活用し被災者台帳の作成を行い、被災者の被害から生活再建までを一元的に管理し迅速な復旧・復興を図る。	

応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進	まちづくり課
○災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供について協力体制の整備を推進する。	
地域防犯体制の充実	総務課
○災害時の治安の悪化を防ぐため防犯カメラの設置拡充等により、地域における防犯力の一層の強化を図る。	
地域防災力の向上（再掲）	総務課
○大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。	
行政機関等の機能低下回避	総務課
○行政機関等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、防災上重要な公共施設の耐震化を「神崎町公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策の中で、計画的に進める。	

9 施策分野ごとの推進方針/重要業績指数の目標値の設定

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うにあたって設定した13の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定にかかる基本的な指針）として整理した。また、各施策に関する進捗状況の把握に向け、13の施策分野ごとに、プログラムとの関連性や客観性等に着目して、プログラムの進捗状況を示す重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定し取りまとめた。

個別施策分野

(1) 行政機能/行政・警察・消防

業務継続体制の構築	関連するリスクシナリオNo
	3-2
○神崎町災害時業務継続計画（BCP）を策定し、必要に応じて見直しを行うとともに、訓練・研修等を実施し、職員に計画の習熟を図ることで、被災時における業務の継続性を高める。	
組織体制の強化・危機対応能力の向上	関連するリスクシナリオNo
	1-5
○情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修・訓練等の実施により、職員の危機対応能力の向上を図る。	
公共施設の耐震化	関連するリスクシナリオNo
	3-2
○公共施設は災害時に防災拠点となるなど、防災上重要な施設としての役割を担っていることから、「神崎町公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策の中で、耐震対策など計画的な施設整備や適切な維持管理に努める。	
基幹業務システム等の耐災害性の確保	関連するリスクシナリオNo
	3-2
○住民基本台帳システム等の基幹業務システムの耐災害性を確保する。	
関係機関の耐災害性の向上	関連するリスクシナリオNo
	7-2
○被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの設備等の耐災害性の向上を図る。	
自立・分散型エネルギーの整備	関連するリスクシナリオNo
	3-2
○防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への自立・分散型エネルギー整備を進める。	
支援物資の調達・供給体制の構築	関連するリスクシナリオNo
	2-1
○国、県、民間事業者等と連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。	

緊急時の道路確保	関連するリスクシナリオNo
	2-1/2-2
○首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開について、優先啓開を行う路線の選定など基本的な行動内容について、検討を行う。	
TEC-FORCE等との連携強化	関連するリスクシナリオNo
	2-2
○国から派遣されるTEC-FORCEと県、町における連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢の充実を図る。	
治安確保体制等の整備	関連するリスクシナリオNo
	3-1
○治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図るように県へ働きかける。 ○被災による避難等により、居住者が少なくなった地域の治安を確保できるよう、平時から防犯活動等の体制の整備、また警察との連携強化を図る。	
防災訓練の実施	関連するリスクシナリオNo
	3-2
○防災訓練・図上訓練の実施については、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置（図上訓練）など、応急対処能力の向上等を図るため、引き続き訓練を実施する。	
大規模災害に備えた 自助・共助の取組の強化	関連するリスクシナリオNo
	1-5
○災害時の被害の最小化を図るためには、地域防災力の向上が重要であることから、防災教育の推進や自主防災組織の育成強化等に努めるとともに、町民一人ひとりの、また地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図る。	
消防団員の確保対策、 自主防災組織等の充実強化	関連するリスクシナリオNo
	2-2
○消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化を図るとともに、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する。	
常備消防力の強化	関連するリスクシナリオNo
	2-2
○消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。	
地域防災力の向上	関連するリスクシナリオNo
	1-1/2-2/3-2/7-1/8-2
○大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。	

●重要業績指数（KPI）

指標	現状	目標等
●公共施設の耐震化	耐震化済 (R3年度)	継続的維持管理
●防災訓練実施回数	1回/年 (R3年度)	2回/年 (R7年度)
●自主防災組織数	2団体 (R3年度)	4団体 (R7年度)
●消防団員数	175人 (R3年度)	187人 (R7年度)
●災害時業務継続計画（BCP）の策定	未着手 (R3年度)	策定済 (R5年度)

(2) 住宅・都市

住宅・建築物の耐震化の促進	関連するリスクシナリオNo
	1-2
○住宅・建築物の耐震化を促進するため、啓発のための耐震相談会や技術者を養成する耐震講習会等を開催するとともに、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震改修の促進を図る。	
宅地の耐震化の推進	関連するリスクシナリオNo
	1-1
○宅地の耐震化の推進については、県の大規模盛土造成地の有無の調査結果に基づき、作成されるマップを利用し、町民への情報提供及び耐震化の推進を図る。 ○大規模な地震時に倒壊の恐れがあるブロック塀が通学路や避難路に存しているため、改修の推進を図る。	
上水道施設の耐震化等と 応急給水体制の構築（再掲）	関連するリスクシナリオNo
	2-1
○上水道施設の耐震化に対する国の助成制度を有効活用し、耐震性能を有する配水池を築造し、また、その他の上水道施設の耐震化を推進する。 ○自然災害による水道施設への被害を最小限度に抑えるための施設整備を推進する。 ○水道災害相互応援協定による応急給水体制の充実を図る。 ○東日本大震災を踏まえて将来の震災に備えた水道施設の計画的な更新・耐震化を推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動が行えるよう、水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化を推進し、広域的な応援体制の構築を図る。	
水道施設の耐震化の推進と応急体制の確保	関連するリスクシナリオNo
	6-2
○上水道施設の耐震化を推進するとともに、災害時に的確に給水するシステムを構築する。 ○自然災害による水道施設への被害を最小限度に抑えるため、老朽化した施設の計画的な更新・耐震化の実施により、平常時の事故率の低下と施設の健全度の保持を図り、適切な応急措置及び迅速な復旧が行えるよう体制を整備する。 ○災害時に迅速かつ的確に応急給水活動や応急復旧活動が行えるよう、水道事業者間や関係団体等との連携による人材育成や組織力強化、また、ハード・ソフト両面からの危機管理対策の推進を図る。	

集落排水施設の機能診断に基づく老朽化対策の推進	関連するリスクシナリオNo
	6-3
○農業集落排水施設について、汚水処理の機能確保のため、機能診断に基づく老朽化対策を計画的に行う。	
一般廃棄物処理施設の老朽化対策	関連するリスクシナリオNo
	6-3
○一部事務組合における廃棄物処理施設の総合的な長寿命化を進めるための長寿命化計画の策定と、施設の老朽化・耐震化対策の取組を促進する。	
水資源関連施設の機能強化と 水資源の有効利用等の取組の推進	関連するリスクシナリオNo
	6-5
○現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。	
○限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、雨水等の多様な水資源の有効利用の取組を進める。	
総合的な帰宅困難者対策の検討・実施	関連するリスクシナリオNo
	2-3
○帰宅困難者対策については、県と連携し、一斉帰宅の抑制啓発や、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供を行うための体制整備、帰宅支援の拡充など、総合的な帰宅困難者対策を推進する。	
○公共施設のほか、民間施設の一時的滞在施設の拡充を図るとともに、一時滞在施設への備蓄を促進し、帰宅困難者の受入体制を向上させる。	
○県や事業者と連携して、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図る。	
災害時において事業所内に電力を共有するための 自立・分散型エネルギー設備の導入支援	関連するリスクシナリオNo
	6-1
○災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。	
また、非常用電源が必要な事業者については、BCPの策定を支援する中でリスク管理の観点から、設備の導入などについて促していく。	
火災予防対策等の促進	関連するリスクシナリオNo
	1-1/7-1
○震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進する。	

●重要業績指数（KPI）

指標	現状	目標等
●水道の有収率	75% (R3年度)	90% (R8年度)
●耐震管に更新した上水道管路延長（累計）	11.8 km (R3年度)	12.1 km (R8年度)
●住宅耐震化率	75% (R3年度)	90% (R8年度)

(3) 保健医療・福祉

社会福祉施設の耐震化	関連するリスクシナリオNo
	1-2
○社会福祉施設の耐震化を促進し、安全性を確保する。	
救助活動能力の強化	関連するリスクシナリオNo
	7-1
○大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）との連携等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。	
予防接種や消毒、害虫駆除等の実施	関連するリスクシナリオNo
	2-4
○平時から、感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種を促進する。また、消毒や衛生害虫に係る相談等の生活衛生環境を確保するための体制を構築する。	
福祉避難所の環境整備	関連するリスクシナリオNo
	1-5
○福祉避難所の機能の充実を図るため、避難行動要支援者のための施設整備や備品の備蓄など、協定の締結を推進する。	

●重要業績指数（KPI）

指標	現状	目標等
●福祉避難所の設置運営に関する協定締結数	2件 (R3年度)	3件 (R7年度)
●自主防災組織数（再掲）	2団体 (R3年度)	4団体 (R7年度)

(4) エネルギー

災害時の石油類燃料の確保	関連するリスクシナリオNo
	6-1
○災害時における緊急通行車両や病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、町内給油業者との協定等に基づく供給体制の整備を図る。	
道路の防災対策	関連するリスクシナリオNo
	2-2/2-3
○エネルギー供給のためのインフラ被災によるエネルギー供給停止の事態を避けるため、道路の防災、震災対策を着実に推進する。	
電源途絶に対する予備電源の確保	関連するリスクシナリオNo
	4-1
○病院における非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく連携体制の充実を図る。	
災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援	関連するリスクシナリオNo
	6-1
○災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。 また、非常用電源が必要な事業者については、BCPの策定を支援する中でリスク管理の観点から、設備の導入などについて促していく。	
避難所等の電源確保	関連するリスクシナリオNo
	3-2
○電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図る。	

●重要業績指数（KPI）

指標	現状	目標等
●給油業者との燃料供給に関する協定締結数	2件 (R3年度)	3件 (R7年度)
●指定避難所への非常用発電設備整備	1カ所 (R3年度)	2カ所 (R4年度)

(5) 情報通信

地震対策の推進	関連するリスクシナリオNo
	1-1
○地震による被害軽減施策を進めるため、県による地震被害想定調査の結果を踏まえた被害軽減施策を進めるとともに、町民の防災意識の向上を図るため、各地域における、揺れやすさ、液状化などの災害リスクや住宅の液状化対策工法などを「ちば地震被害想定ホームページ」や「神崎町総合防災ハザードマップ」などを通じ、分かりやすく町民に伝える。	
防災行政無線等による災害情報の伝達	関連するリスクシナリオNo
	1-5
○町防災行政無線や防災メール、県防災ポータルサイトやLアラート等を通じ、町民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築する。	
消防救急無線の耐災害性の強化	関連するリスクシナリオNo
	2-2
○消防救急無線のデジタル化は実施済みであるが、引き続き情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。	
防災情報の収集機能強化	関連するリスクシナリオNo
	4-1
○民間通信事業者の回線が停止した場合にも県と町、防災関係機関との通信ができるよう、自営の通信手段（防災行政無線）や県と連携した情報システム等を整備し、適切な運用を図る。	
防災行政無線等による災害情報の伝達	関連するリスクシナリオNo
	1-5
○町防災行政無線や防災メール、県防災ポータルサイトやLアラート等多様な手段を通じ、町民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る。	

●重要業績指数（KPI）

指標	現状	目標等
●メール配信サービスの登録者数	964人 (R3年度)	1,050人 (R7年度)
●総合防災ハザードマップの作成	作成済 (R元年度)	随時更新
●防災訓練実施回数（再掲）	1回/年 (R3年度)	2回/年 (R7年度)

(6) 産業構造

町外への情報発信	関連するリスクシナリオNo
	7-3
○災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信するとともに、複数の情報伝達経路の確保に努める。	

●重要業績指数（KPI）

指標	現状	目標等
●SNS（Twitter）の登録者数	300人 （R元年度）	1,000人 （R6年度）
●ホームページの閲覧アクセス数（年間）	546,694件 （R元年度）	600,000件 （R6年度）

（7）交通・物流

道路施設の老朽化対策	関連するリスクシナリオNo
	2-1
○道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。	
道路橋梁の長寿命化	関連するリスクシナリオNo
	2-1/6-4
○大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、橋梁の長寿命化を着実に推進する。	
沿道建築物の耐震化の促進	関連するリスクシナリオNo
	6-4/7-2
○緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道の所有者などへの啓発に努め、沿道建築物の耐震化を促進する。	
道路の法面对策	関連するリスクシナリオNo
	2-1
○道路の防災、震災対策として緊急輸送道路を含む幹線町道の法面对策を着実に推進する。また、法面の適切な維持管理については計画的な法面の補修、施設の更新を検討する。	
緊急時の道路確保	関連するリスクシナリオNo
	2-1/2-2
○首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開について、優先啓開を行う路線の選定など基本的な行動内容について、検討を行う。	
道路の防災対策	関連するリスクシナリオNo
	2-2/2-3
○エネルギー供給のためのインフラ被災によるエネルギー供給停止の事態を避けるため、道路の防災、震災対策を着実に推進する。	
幹線町道の整備	関連するリスクシナリオNo
	6-4
○災害時の物資輸送や避難経路を確保するため、幹線道路の整備を進める。	
代替性確保のための道路ネットワークの強化	関連するリスクシナリオNo
	6-4
○災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、県と協力し圏央道、外環道などの高規格幹線道路等の整備促進と国道・県道の整備について要請する。	

農道・農道橋等の保全対策の推進	関連するリスクシナリオNo
	5-1
○災害時に複数の輸送ルートの確保を図るため、幹線道路を補完する農道の整備や適正な維持補修を推進する。	
緊急輸送道路を含む国道、県道、 幹線町道等の整備と適切な維持管理	関連するリスクシナリオNo
	6-4
○災害時における応急活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、県と連携・協力し、緊急輸送道路や避難路を含む国道・県道・幹線町道等の整備を推進する。また、災害時においてもこれらの機能を維持するため、適切な維持管理に取り組む。	
輸送ルートの確保	関連するリスクシナリオNo
	6-4
○陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、国・県と連携し地震、水害、土砂災害等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。	
農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含む サプライチェーンの機能維持対策	関連するリスクシナリオNo
	5-1
○災害時に被災住民を支援するため、備蓄品の整備を進めるとともに、神崎町の基幹的産業である、米、野菜等の供給について、関係団体と協力連携を図っていく。	
富士山噴火による降灰対策	関連するリスクシナリオNo
	1-4
○富士山噴火による降灰被害は広域範囲に及ぶため、国の検討状況を踏まえ、火山灰による被害を軽減する対策を検討する。	

●重要業績指数（KPI）

指標	現状	目標等
●町道成田神崎線整備率	40% (R3年度)	100% (R8年度)
●町道新宿松崎線整備率	30% (R3年度)	100% (R6年度)
●町道毛成堀籠線整備率	25% (R3年度)	100% (R6年度)
●町道新町松崎線整備率	0% (R3年度)	100% (R6年度)
●道の駅拡張整備率	0% (R3年度)	100% (R8年度)
●道の駅拡張に伴う周辺整備率	0% (R3年度)	100% (R8年度)
●神崎町橋梁長寿命化修繕計画	策定済 (R3年度)	点検・計画見直し (R4年度)
●神崎町舗装長寿命化修繕計画	策定済 (R3年度)	随時更新

指標	現状	目標等
●神崎町道路附属施設長寿命化修繕計画	策定済 (R3年度)	随時更新
●神崎町道路構造物長寿命化修繕計画	策定済 (R3年度)	随時更新

(8) 農林水産

農地・農業水利施設等の適切な保安全管理	関連するリスクシナリオNo
	5-1
○安定した農業用水を維持するとともに、農地の持つ雨水の貯留や土壌流出の防止など町土保全機能を保持するため、地域資源である農業水利施設の機能診断等の実施を通じ、計画的な整備、補修及び更新を推進する。	
農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含む サプライチェーンの機能維持対策	関連するリスクシナリオNo
	5-1
○災害時に被災住民を支援するため、備蓄品の整備を進めるとともに、神崎町の基幹的産業である、米、野菜等の供給について、関係団体と協力連携を図っていく。	
食料安定供給のためのほ場整備の推進	関連するリスクシナリオNo
	5-1
○大規模自然災害による食料不足等に備え、生産性の高い農業を実現するため、水田の大区画化や畑利用等が可能となるほ場整備を推進する。	
農地等の適切な保安全管理	関連するリスクシナリオNo
	7-4
○農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動や中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施への支援を行う。	
町外への情報発信	関連するリスクシナリオNo
	7-3
○災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信するとともに、複数の情報伝達経路の確保に努める。	

●重要業績指数 (KPI)

指標	現状	目標等
●多面的機能支払交付金活動組織数	12 団体 (R3年度)	12 団体 (R7年度)
●SNS (Twitter) の登録者数 (再掲)	300 人 (R元年度)	1,000 人 (R6年度)
●ホームページの閲覧アクセス数 (年間) (再掲)	546,694 件 (R元年度)	600,000 件 (R6年度)

(9) 町土保全

激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策	関連するリスクシナリオNo
	1-4
<p>○大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備の推進を図るように県へ働きかける。</p> <p>また、県と連携し土砂災害防止法に基づく基礎調査に協力し、基礎調査結果の公表により土砂災害のおそれのある区域の周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進め警戒避難体制の充実を図る。</p>	
土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備等への支援	関連するリスクシナリオNo
	1-4
<p>○県で整備している「千葉県砂防GIS^{※25}」や、電子地図・土砂災害ハザードマップの作成が可能なシステムを活用し、警戒避難体制の整備等を行う。</p>	
土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び緊急情報の通知	関連するリスクシナリオNo
	1-4
<p>○緊急調査の実施により想定される、県からの土砂災害緊急情報についていち早く住民へ周知する体制の構築を図る。</p>	
集中豪雨等に対応した排水施設の保全・整備	関連するリスクシナリオNo
	1-3
<p>○農村地域の災害未然防止や町土保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業水利施設等の整備・補強を県と連携し推進する。</p>	
森林の保全機能の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等	関連するリスクシナリオNo
	7-4
<p>○森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や低コスト化を図りつつ、計画的で適切な森林整備を進める。</p>	

●重要業績指数（KPI）

指標	現状	目標等
●総合防災ハザードマップの作成（再掲）	作成済 （R元年度）	随時更新
●重要インフラ周辺森林整備整備	着手 （R3年度）	整備促進

※²⁵ 千葉県において用意している地図情報の一つで、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等を示した電子地図のこと。GISとは「地図情報システム」のことで、Geographic Information Systemの頭文字をとっている。

(10) 環境

災害廃棄物対策指針に基づく災害廃棄物処理計画の作成	関連するリスクシナリオNo
	8-1
○東日本大震災等を教訓に、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」を踏まえ、県と連携し災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを進める。	
一般廃棄物処理施設の防災機能の向上	関連するリスクシナリオNo
	8-1
○国が策定した「廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 3 月）」を踏まえて、地域の核となる廃棄物処理施設が地震や水害によって稼働不能とならないよう、関係機関と協力し施設の耐震化、浸水対策等を着実に推進する。	
災害廃棄物を仮置きするストックヤード整備の支援	関連するリスクシナリオNo
	8-1
○国が策定した「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、災害廃棄物の処理が停滞することのないよう、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地の選定を推進する。	
災害廃棄物処理の支援体制の構築	関連するリスクシナリオNo
	8-1
○大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る。	
浄化槽の整備促進	関連するリスクシナリオNo
	6-3
○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助に助成することにより、災害に強い新しい浄化槽への転換を促進する。	
有害・危険物質対応資器材の整備	関連するリスクシナリオNo
	7-3
○河川において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、対応資機材を確保する。	

●重要業績指数（KPI）

指標	現状	目標等
●災害廃棄物処理計画の策定	着手 (R3年度)	随時更新
●生活排水処理率	74.25% (R元年度)	80.00% (R6年度)

横断的分野

(1) リスクコミュニケーション

地震対策の推進	関連するリスクシナリオNo
	1-1
<p>○地震による被害軽減施策を進めるため、県による地震被害想定調査の結果を踏まえた被害軽減施策を進めるとともに、町民の防災意識の向上を図るため、各地域における、揺れやすさ、液状化などの災害リスクや住宅の液状化対策工法などを「ちば地震被害想定ホームページ」や「神崎町総合防災ハザードマップ」などを通じ、分かりやすく町民に伝える。</p>	
地域防災力の向上	関連するリスクシナリオNo
	1-1/2-2/3-2/7-1/8-2
<p>○大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。</p>	
防災を担う人材の育成	関連するリスクシナリオNo
	3-2
<p>○大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う。</p>	

●重要業績指数（KPI）

指標	現状	目標等
●防災訓練の実施（再掲）	毎年1回実施 （R3年度）	毎年2回実施 （R8年度）
●自主防災組織数（再掲）	2団体 （R3年度）	4団体 （R8年度）
●消防団員数（再掲）	175人 （R3年度）	187人 （R7年度）
●総合防災ハザードマップの作成（再掲）	作成済 （R元年度）	随時更新

(2) 老朽化対策

道路施設の老朽化対策	関連するリスクシナリオNo
	2-1
○道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。	
ガス施設の老朽化対策等の推進	関連するリスクシナリオNo
	2-1
○屋内におけるガス施設等について、耐食性・耐震性に優れた管への取替を促進するとともに、老朽化対策等を推進する。	
集落排水施設の機能診断に基づく老朽化対策の推進	関連するリスクシナリオNo
	6-3
○農業集落排水施設について、汚水処理の機能確保のため、機能診断に基づく老朽化対策を計画的に行う。	
一般廃棄物処理施設の老朽化対策	関連するリスクシナリオNo
	6-3
○一部事務組合における廃棄物処理施設の総合的な長寿命化を進めるための長寿命化計画の策定と、施設の老朽化・耐震化対策の取組を促進する。	
教育・保育（学校・保育所）施設の耐震化	関連するリスクシナリオNo
	1-1
○町立教育・保育施設については耐震化工事済であるが、引き続き機能保全を図るため、修繕等の継続的な耐震化を行う。	
○町立教育・保育施設のつり天井などの非構造部材の落下防止を含む安全対策についても対策工事済であるが、引き続き機能保全を図っていく。	
公共建築物の耐震化の推進	関連するリスクシナリオNo
	1-2
○庁舎、学校等の多くの公共建築物のうち、特定建築物及び災害時に応急活動の拠点となる建築物は、耐震化工事済であるが、引き続き修繕等の継続的な耐震化を行う。	
○つり天井など非構造部材の脱落防止対策などの安全対策については、対策工事済であるが、引き続き修繕等を継続的に行っていく。	
公共施設の耐震化	関連するリスクシナリオNo
	3-2
○公共施設は災害時に防災拠点となるなど、防災上重要な施設としての役割を担っていることから、「神崎町公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策の中で、耐震対策など計画的な施設整備や適切な維持管理に努める。	

●重要業績指数（KPI）

指標	現状	目標等
●公共施設等総合管理計画の修正	着手 (R3年度)	修正済 (R4年度)
●公共施設の耐震化（再掲）	耐震化済 (R3年度)	継続的維持管理
●神崎町橋梁長寿命化修繕計画（再掲）	策定済 (R3年度)	点検・計画見直し (R4年度)
●神崎町舗装長寿命化修繕計画（再掲）	策定済 (R3年度)	随時更新
●神崎町道路附属施設長寿命化修繕計画（再掲）	策定済 (R3年度)	随時更新
●神崎町道路構造物長寿命化修繕計画（再掲）	策定済 (R3年度)	随時更新

(3) 少子高齢化対策

地域防災力の向上	関連するリスクシナリオNo
	1-1/2-2/3-2/7-1/8-2
<p>○大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。</p>	
防災を担う人材の育成	関連するリスクシナリオNo
	3-2
<p>○大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、県と連携して防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う。</p>	
災害時避難行動要支援者対策の促進	関連するリスクシナリオNo
	1-5
<p>○避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進し、避難支援体制の充実を図る。</p>	
福祉避難所の環境整備	関連するリスクシナリオNo
	1-5
<p>○福祉避難所の機能の充実を図るため、避難行動要支援者のための施設整備や備品の備蓄など、協定の締結を推進する。</p>	

防災情報の収集機能強化	関連するリスクシナリオNo
	4-1
○民間通信事業者の回線が停止した場合にも県と町、防災関係機関との通信ができるよう、自営の通信手段（防災行政無線）や県と連携した情報システム等を整備し、適切な運用を図る。	
緊急時の道路確保	関連するリスクシナリオNo
	2-1/2-2
○首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開について、優先啓開を行う路線の選定など基本的な行動内容について、検討を行う。	
緊急輸送道路を含む国道、県道、幹線町道等の整備と適切な維持管理	関連するリスクシナリオNo
	6-4
○災害時における応急活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、県と連携・協力し、緊急輸送道路や避難路を含む国道・県道・幹線町道等の整備を推進する。また、災害時においてもこれらの機能を維持するため、適切な維持管理に取り組む。	

●重要業績指数（KPI）

指標	現状	目標等
●福祉避難所の設置運営に関する協定締結数（再掲）	2件 （R3年度）	3件 （R7年度）
●自主防災組織数（再掲）	2団体 （R3年度）	4団体 （R7年度）
●避難行動要支援者名簿の作成	着手 （R3年度）	作成済 （R5年度）
●避難行動要支援者個別計画の策定	着手 （R3年度）	策定済 （R5年度）

V 計画の推進と進捗管理

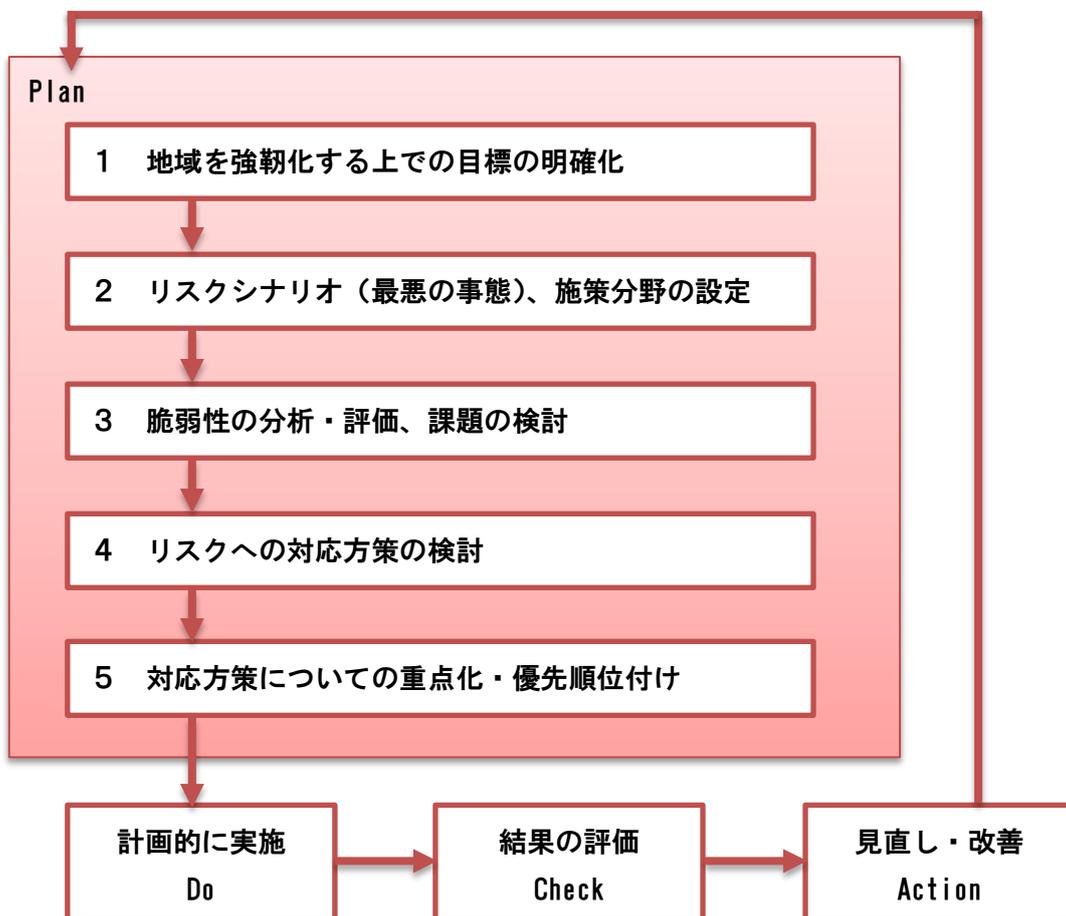
1 計画の進捗状況の把握

計画の推進については、それぞれの分野間で相互に関連する事項があるため、各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担のもと、庁内関係部署が連携を図ることで、施策の実効性や効率性が確保できるよう十分に配慮するものとする。

また、国、県、民間事業者、NPO団体、住民等の総力を結集し、庁内各課が緊密に連携した体制で取り組むものとする。さらに、町域を超えた広域での対応が課題になると考えられることから、これを念頭に置いて連携を図るものとする。

2 計画の見直し

地域計画による強靱化施策を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備し、設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返して、施策の見直しを適切に行うものとする。なお、重要業績指標については、施策の達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。



神崎町

神崎町国土強靱化地域計画

発行日：令和3年3月

編集・発行：神崎町総務課

〒289-0292 千葉県香取郡神崎町神崎本宿 163 番地

TEL：0478-72-2111 FAX：0478-72-2110

URL：<https://www.town.kozaki.chiba.jp/>
